

昭和 47 年 3 月 1 日 施行
平成 17 年 7 月 1 日一部訂正
平成 24 年 6 月 15 日一部訂正
平成 24 年 12 月 7 日一部訂正
令和 8 年 6 月 19 日一部改正

日本医学放射線学会 地方会規約

「名 称」

- 第 1 条 この会は日本医学放射線学会、中国・四国地方会と称する。
ここに中国・四国地方とは、鳥取、島根、山口、広島、岡山、香川、愛媛、徳島、高知県を含む地域をいう。

「事 務 所」

- 第 2 条 この会の事務所を、岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科 放射線医学内に置く。

「目 的」

- 第 3 条 この会は日本医学放射線学会の地方会として、中国・四国地方における放射線医学およびこれに関連のある領域の連絡提携および促進をはかり以って学術の発展に寄与することを目的とする。

「事 業」

- 第 4 条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 研究会、講演会および講習会等の学術的会合の開催。
(2) その他、目的達成に必要な事業。

「会 員」

- 第 5 条 (1) この会は第 1 条に記した 9 県を日本医学放射線学会誌の発送先に指定している日本医学放射線学会の会員により組織する。
(2) 年会費は日本医学放射線学会年会費に含まれる。

「会員資格の喪失」

- 第 6 条 この会の会員は次の場合資格を失う。
第 5 条 (1) に該当しなくなった時

「会員の有する特典」

- 第 7 条 この会の会員は次の特典を有する。
(1) この会が主催する学術講演会、講習会、その他の事業に参加すること。
(2) この会での講演はその要旨を日本医学放射線学会雑誌に掲載すること。

「役 員」

- 第 8 条 この会に次の役員をおく。
(1) 代表世話人 1 名（世話人より選出）
(2) 世 話 人 各県必要名
(3) 監 事 2 名（世話人より選出）

「役員の選出委嘱方法」

第 9 条 役員の選出は次の方法により行う。

- (1) 代表世話人は世話人の互選によるものとする。
- (2) 世話人および監事は世話人会が認めたものとする。

「役員の任務」

第 10 条 この会の役員は次の任務を有する。

- (1) 代表世話人は世話人会を招集して世話人間の連絡をはかり、本会の運営および事業を統括する。
- (2) 世話人は本会の運営および事業に積極的に関与するとともに担当県内会員との連絡にあたる。
- (3) 監事は業務執行状況の監査を行う。

「役員の任期」

第 11 条 本会の役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 役員は 2 年ごとにひきつづき地方会に貢献する意志の有無を確認の上で再任する。
- (2) 世話人会を連続 5 回欠席した世話人にはひきつづき地方会に貢献する意志の有無を確認した上で任期を継続する。

「世話人会」

第 12 条 地方会の運営並びに各県在住会員の連絡に当たるものとする。世話人会は第 8 条の役員をもって構成される。

「総 会」

第 13 条 第 13 条 総会は必要に応じてこれを開催し、日本医学放射線学会の制度変更などの重要事項を会員に周知する機会とする。

「経 費」

第 14 条 この会の経費は次の収入をもって当てる。

- (1) 日本医学放射線学会会費の一部。
- (2) 寄付金、その他の収入

「会計年度」

第 15 条 この会の会計年度は毎年 3 月 1 日から 2 月末日までとする。

「附 則」

第 1 条 この規約は昭和 47 年 3 月 1 日から施行する

第 2 条 この会は日本医学放射線学会の組織の一部とし、理事会の承認を得て成立するものとする。